

	対象サービス	該当質問項目	質問内容	回答	備考
1	居宅介護支援 介護予防支援 小規模多機能型居宅介護	福祉用具貸与紹介時の公平性について	福祉用具貸与や福祉用具購入時等に事業所を紹介する際には、広域連合管内の事業所のみを提示するように指導を受けている。現在すでに他圏域(県外)の業者を利用されている方がおられるが、圏域内の業者に変更してもらうようお願いした方がよいのか？	現在すでに利用されている事業所については、必ずしも変更する必要はない。 新規の方については、基本的には圏域内の事業所の利用をすすめているが、最終的にどこの事業所を利用するかは本人の意思となる。福祉用具貸与・購入については圏域内外に関わらず、都道府県の指定を受けた事業者の利用に限って保険給付の対象となる。	
2	居宅介護支援 介護予防支援 通所系サービス 訪問系サービス	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ(口)の算定に係る令和8年度特例要件について	令和8年度6月からの介護職員等処遇改善加算ⅠまたはⅡの口を算定するにあたり、「ケアプランデータ連携システム」又は「まめネットケアプラン連携」のいずれかに加入し実績報告を行うとなっていますが、令和8年度は「誓約」で算定が可能でも、令和9年度は実績となったときに、もし周囲とシステムが違い、実績報告ができない場合はどうなるか？	処遇改善加算の申請時点において、ケアプランデータ連携システムを利用していない場合であっても、ケアプランデータ連携システムへ加入し、利用することを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点から本要件を満たしているものとして取り扱うこととする。なお、当該誓約をした場合は、令和9年3月末までに、ケアプランデータ連携システムを利用した上で、実績報告書においてケアプランデータ連携システムの利用実績について報告することとする。 前述の通り、令和8年度においても申請時点では「誓約」での算定が可能となっているが、令和9年3月末までに活用した実績が必要となる。したがって、周囲の事業所と連携し実績報告が行えるように取り組む必要がある。	介護保険最新情報vol.1479「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和8年度分)」及び「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A(第1版)」について(令和8年3月13日)
3	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護入居・退去連絡票について	認知症対応型共同生活介護入居者の把握について、「入居・退去連絡票」は入居前の居宅等と認知症対応型共同生活介護事業所のどちらの担当者が提出したらいいか？	認知症対応型共同生活介護事業所から提出していただくようお願いしている。	